

第730号
 2017.1.17(火)

今度の日曜日は同胞新春のつどい!

「同胞新春のつどい」が今週の日曜日に迫りました。参加申し込みは済みましたか?

第1部に行われる「新春講演会」はいつにもまして注目を浴びています。折しもこの日は世界中が注目するアメリカで新大統領が就任する日。この日が私達在日本同胞にどのような影響を及ぼしていくのか?また、「韓国」での大統領弾劾裁判の行方は?ウリナラと周辺国は今後どうなっていくのか?平和統一協会副会長として朝・米関係、南北関係に精通しているカン・ミンファ先生にじっくり話していただきます。

第2部の同胞青年成人式ではウリトンネの一員として新たな一歩を踏み出す若者たちをみんなで祝いましょう!その後は楽しく新年会に移ります。料理がおいしいと評判の会場で県内各地から集まった同胞たちとたのしく語りあいましょう。また全国各地で震災復興支援チャリティー公演を行ってきたパク・ソヨンさん、キム・ヒソンさん、キム・スイルさんがすてきな歌と演奏の舞台を見せてくれることになっています。ご期待ください。

2017年1月22日(日) ベルヴィ郡山館

(郡山市山根町 国道4号線沿い)

- ◇参加費 男性 4,000円 女性 3,000円
 高校・大学生 3,000円 成人者小中学生以下無料
- ◇スケジュール

受付開始	2:00
新春講演会	2:30~
成人式	4:00~
新年会	4:40~

エルファテレビ、今週のおすすめ

エルファテレビでは数多くの映画も見ることができます。最新作もありますが、昔懐かしい名作も多数ラインナップされています。

「遊撃隊の5兄弟」「花売る乙女」「成長の道で」「月尾島」など数十年前に必死にみた名作たちを今一度あらためて見てみると新鮮な感動をおぼえるはずです。今後、希望者を募り「映画鑑賞会」を企画しようかとも考えています。ご意見を寄せて下さい。

~知って役立つ暮らしの情報~ 施設に入所するオモニだけ生活保護を受給できますか?

Q.同居している高齢のオモニが転倒し骨折、入院しました。医師からは今後自宅での介護は無理と言われ、特別養護老人ホームの予約待ち状態です。とりあえず介護老人保健施設に入所中ですが、毎月の利用料が高額なので施設に入所中のオモニだけ生活保護を受給することはできないでしょうか?

A.施設入所が長期に及び在宅生活の見込みがない状況でも「老人保健施設」に入所の場合、世帯分離は困難なので、オモニだけ世帯を分離して生活保護の申請をするのは困難です。介護老人保健施設は傷病等で入院していた高齢者が自宅へ戻るための機能回復訓練を行う「中間施設」として位置づけられているからです。これに対して特別養護老人ホームは「生活施設」で、入所制限がありません。『生活保護法による保護の実施要項』によると「世帯分離をして差支えない」例として特別養護老人ホームを挙げています。特別養護老人ホームへの入所は容易でないのが現状ですが、今後オモニが入所した場合、世帯を分離し、オモニのみを単身世帯とする生活保護の申請は可能になると思われます。(人権と生活43号より)

* 詳細を知りたい方は本部、または同胞法律センター(03-5818-5429)にお問合せ下さい。

今週の放射線量

(ハッキョ自動測定器)

9日(月)	0.098
10日(火)	0.099
11日(水)	0.102
12日(木)	0.104
13日(金)	0.101
14日(土)	0.100
15日(日)	0.099

18	19	20	21	22	23	24
水	木	金	土	日	月	火
			東日本教研大会(林校)	新春の集い		